

業務説明資料

1 件名

横浜駅きた通路・みなみ通路公衆無線LAN整備運用業務委託

2 履行期間

本業務の契約期間は、契約締結日から平成30年3月31日までとする。

なお、本業務で整備する公衆無線LANは、平成30年2月末までに整備完了、平成30年3月のサービス開始を予定している。詳細は横浜市と協議をすること。

3 履行場所

横浜駅きた通路・みなみ通路内

4 業務目的

横浜市では、ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、今後ますます増加が見込まれる訪日外国人の利便性及び滞在環境の向上を目的として、主に外国人観光客が来訪する又は来訪が見込まれる公共施設及び公共空間等で、無料公衆無線LANの整備を進めることとしている。

横浜駅周辺地区においても、国内の通信サービス事業者と契約していない訪日外国人でも地図や観光情報などの検索利用できるように、横浜駅きた通路・みなみ通路において、無料で利用できる公衆無線LAN環境を整備し、今後も増大が見込まれる外国人観光客の利便性及び満足度の向上を図ることを目的とする。

5 業務概要

本業務は、横浜駅周辺地区の以下に定める整備対象エリアにおいて公衆無線LANを設置し、国内外からの来街者が無料で利用できる公衆無線LANのサービスを提供する。

(1) 整備対象エリア

整備対象エリアについては次のとおりとする。

ア 横浜駅きた通路

イ 横浜駅みなみ通路

位置図や本市が想定する最低限の利用範囲については巻末資料（1）を参照すること。（図示した利用範囲はイメージ）

(2) 実施内容

ア 公衆無線LAN環境整備業務

(ア) 全般

横浜市はアクセスポイント、サーバ、ネットワーク等の設備を保有せず、サービスの提供を委託するものとする。また、横浜市は電気通信事業者の登録等を行わず、インターネット接続の提供は受託者によるサービスとして提供すること。

【提案書記載事項】（様式－5）

公衆無線LAN環境を整備してサービスを提供するにあたり、業務の実施方針として、基本的な考え方、提案の概要、具体的なシステム構成について記載すること。

(イ) 利用環境

a 認証手続き

整備対象エリアにおいて、国内外からの来街者が無料で公衆無線LANを利用して、簡易な手続きでインターネットに接続できるサービスを提供することとし、認証手続きについては、次に示す要件を満たすものとする。

- ・横浜市が指定する固有のSSIDを利用するものであること。
- ・利用者がその場で手続き可能であること。
- ・横浜市の認証画面であることが分かる表示がされること。
- ・利用者に対し、メールアドレス等による登録を課し、同メールアドレス等の実在性、正当性が確認され、かつ、利用規約等に同意した場合にのみ利用可能とするなど、利用者確認による認証システムが導入されていること。
- ・登録した利用者情報を一定期間保持し、一度利用者情報を登録した利用者は2回目以降のアクセス時にエントリ画面が簡易となるようにすること。
- ・利用者の国籍を調査できる仕組みとすること。
- ・災害時には利用者登録の有無にかかわらず利用可能とすること。

【提案書記載事項】（様式－6）

認証方式及び認証時の画面遷移イメージのほか、2回目以降のアクセス時の設定方法についても示すこと。

b 対象言語

認証手続き及び利用規約等について、日本語、英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語、フランス語に対応すること。

【提案書記載事項】（様式－6）

上記の言語以外にも対応できる場合は、その言語について記載すること。

c 対応するOS、ブラウザ

スマートフォン、タブレット端末、ノートPCで動作することを前提とする。OSは、標準的なOSで動作することとし、iOS及びAndroidは必須とする。ブラウザは、標準的なブラウザで閲覧・操作できることとし、Safari及びInternet Explorer、Chromeは必須とする。

d 利用規約等

利用者が遵守すべき事項や、公衆無線LANサービスの内容・機能を明記した利用規約等を作成し、利用者に規約についての同意を得ること。

なお、利用規約等には次の事項を明示すること。

- ・当該サービスの事業主体
受託者である旨の記載
- ・当該サービスの利用条件
（例）事業者のサービスを利用する場合には事業者が別途定める利用規約を遵守する
- ・当該サービスにおける禁止事項
（例）公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為の禁止、営利目的での利用の禁止、法令に違反し又は違反するおそれのある行為の禁止

・本市の免責事項

(例) 公衆無線LANサービスは利用者の責任において利用する。利用者が公衆無線LANサービスを利用して損害を受けた場合も、本市は責任を一切負わない。また当該利用規約等を利用者に周知するため、本市Webページ上への掲載、利用場所への掲出等を実施していること。

e 情報配信

認証後の画面に横浜市が指定したWebページへのリンクを挿入すること。

(ウ) サーバ及びネットワーク等の設備

新規に設置又は既存設備を活用し、設置場所は受託者にて確保すること。

なお、設置場所の確保に係る費用は受託者にて負担すること。

回線については、整備エリアの状況に応じて通信速度や信頼性を考慮しながら、有線・無線、自社回線・他社回線の中から最適なものを選択すること。ただし、通信速度及び信頼性が高いものとする。

また、アクセスログやMACアドレス等をサーバ等に収集し、障害発生時等に復元できるよう、定期的にバックアップを実施すること。

(エ) アクセスポイントの整備

a アクセスポイント

次に示す要件を満たすものとする。

- ・使用可能周波数 : 2.4GHz 帯及び 5GHz 帯
- ・規格 : IEEE802.11a/b/g/n/ac
- ・セキュリティ規格 : WPA/WPA2 に対応

設置機器(Wi-Fi アンテナ等)はWi-Fi 認証機器を使用し、整備エリアの環境や特性に応じて、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮すること。

また、遠隔監視に対応が可能であることを条件とする。

なお、同時接続可能な台数は30台以上とすること。

【提案書記載事項】 (様式-7)

設置機器のイメージ図及び機器更新について記載すること。

b 設置

横浜市が指定する設置箇所は、巻末資料(1)のとおりを想定しているが、現地確認(無線電波の伝送距離や他の無線電波との干渉状況の確認を含む)及び施設管理者との十分な協議を行ったうえで決定するものとし、屋外へ設置する場合は、台風等の荒天時や冬期間にも対応可能であること。

また、設置後電波調査を実施すること。

なお、施設内管路の工事については、本業務範囲内とする。

各整備エリアの留意事項は次のとおりとする。

(a) 横浜駅きた通路

設置場所等については、巻末参考資料に示す想定利用範囲を考慮した上で、受託者が検討・提案すること。想定利用範囲としている横浜駅きた通路の案内サイン周辺の電力供給場所などは以下の通りである。

なお、既存のポール等に添架を検討する際は、風荷重等を考慮し、設置で

きるか判断すること。契約後、実際の設置にあたっては、施設管理者の確認の上、行うこと。

- ・ 想定利用範囲 : 横浜駅きた通路案内サイン（3箇所）周辺
- ・ 電力供給場所 : 東口Aエスカレーター下の電気室内の分電盤
- ・ 電線管の整備 : 機器設置場所まで要新設
- ・ 電力線の整備 : 機器設置場所まで要新設
※分電盤の空きブレーカーより機器設置場所まで
- ・ 光回線の整備 : 機器設置場所まで要新設

(b) 横浜駅みなみ通路

設置場所等については、巻末参考資料に示す想定利用範囲を考慮した上で、受託者が検討・提案すること。想定利用範囲としている横浜駅みなみ通路の案内サイン周辺の電力供給場所などは以下の通りである。

なお、既存のポール等に添架を検討する際は、風荷重等を考慮し、設置できるか判断すること。契約後、実際の設置にあたっては、施設管理者の確認の上、行うこと。

- ・ 想定利用範囲 : 横浜駅みなみ通路案内サイン（2箇所）周辺
- ・ 電力供給場所 : 横浜駅みなみ通路内電灯分電盤BL-1等
- ・ 電線管の整備 : 既設ラック利用及び天井内ころがし配線の場合、必要無し
- ・ 電力線の整備 : 機器設置場所まで要新設
- ・ 光回線の整備 : 機器設置場所まで要新設

【提案書記載事項】（様式-8-1、様式-8-2）

各整備エリアにおけるアクセスポイントの設置箇所及び設置台数や有効伝送距離を図示し、想定利用範囲図を作成すること。

c 既存の無料公衆無線LANとの連携

受託者における既存の取組みとの連携について検討すること。

【提案書記載事項】（様式-9）

受託者が既に供用している横浜都心臨海部及び新横浜における最新の公共無線LANエリアを提示し、利用者登録情報等を共有するなどして、既存の公衆無線LANとの相互利用が簡易にできる仕組みを提案し、記載すること。

- d 景観調整
遵守すべき「景観形成ガイドライン」などはないが、横浜駅きた通路・みなみ通路の景観を損なわないよう留意すること。
- e 費用分担
調査・設計、施設管理者との調整、諸手続き、設置工事等、機器整備に必要なとなるすべての費用については、委託料に含むものとする。ただし、電気代及び施設利用料については委託料に含まず本市負担とする。
- f 関係機関との連絡調整
受託者は横浜市及び関係機関に対し十分な協調を保つこと。特に横浜市には、整備期間中は定期的な報告を行うこと。
- g 整備時の注意事項
環境整備に際しては、以下の点に留意し、対応すること。
 - (a) 機器取付け
機器を取付ける場合は、可能な限り既設構造物に損傷を与えないようにし、固定金具などを設置する際に、施設管理者と十分に協議すること。
また、安全かつ安定した設置場所を確保し、ワイヤ設置等の落下未然防止策を講じること。
なお、景観、防犯上の観点について十分考慮すること。
 - (b) 事故防止措置
各工種に適した工法で実施し、設備の不備又は不完全な整備等によって事故を起こすことが無いよう教育や指導を実施し、十分注意すること。
また、現場においては、常に危険に対する認識を十分に示して、作業の手違いや作業員の不注意の無いようにすること。
 - (c) 事故報告
万が一事故が発生した場合は、直ちに所要の処置を講ずるとともに、事故発生の原因、経過、事故による災害の内容等について、直ちに横浜市に報告書を提出すること。
 - (d) 損害対応
環境整備において、施設保有者又は管理運営者に対して営業上の被害を与えたときは、自ら応急処置を講ずるとともに、損害を保証し、速やかに横浜市に報告書を提出すること。
 - (e) その他
仕様書に基づくほか、関連法規や諸法規基準等に準拠すること。

イ 運営保守管理業務

(ア) 運営時間

運営時間は24時間365日とする（計画停止、保守期間は除く）。ただし、横浜市からの指示により、任意にサービス提供時間を変更できるものとする。
なお、計画停止及び定期保守に伴う利用停止予定通知は、7日前までに横浜市に通知すること。

(イ) 通信記録（ログ）の保管

当公衆無線LANが犯罪に利用された場合の事後追跡可能性を確保するため、アクセスログ、MACアドレス、利用者情報等の利用履歴を適切に蓄積・管理し、認証情報や通信記録を可能な限り長期間保存すること。

なお、事件・事故時は警察の捜査に協力するとともに、事件・事故等により警察からアクセスログ等の提出を求められた際は、横浜市の指示に基づき迅速に対応すること。

(ウ) 通信記録（ログ）の集計

利用者数については、国籍等、月別等により集計し、その結果をグラフ等で可視化し、報告すること。

(エ) セキュリティ

セキュリティについては、次の項目について対応すること。

- ・公衆無線LANとして運用するために十分なセキュリティを確保し、通信の不正利用を防止するため、通信履歴の保存を適切に行い、電気通信事業法その他の法令に基づき、ユーザ認証、個人情報保護、秘密保持等の対策を講じること
- ・安全管理、セキュリティ確保等の体制及び仕組みを適切に整えること
- ・悪意ある第三者からの攻撃への対策として、同一アクセスポイントに接続している利用端末間のアクセスを禁止すること
- ・アクセスポイント側のルータからデータセンタまでのネットワークをVPN網等によりグループ化し、グループ外の回線からの接続を拒否すること
- ・公序良俗の観点から、違法、有害サイト等への接続ができないようにするほか、目的以外の接続を制限するなどし、犯罪等に悪用されることのないようにすること
- ・長時間連続しての利用を制限すること
- ・利用者向け説明及び事前認証等に用いるWebページのセキュリティ対策として、不要サービスの停止や、クロスサイトスクリプティング、SQLインジェクション等不正アクセス対策、改ざん防止等の対策が行われていること
- ・年1回セキュリティ診断を実施すること
- ・導入するサーバOSに対し、ウィルス対策を行い、最新の状態を維持すること

(オ) 問合せ・緊急時対応

操作方法等に関して、利用者からの問い合わせ等を受け付ける窓口（運営時間内対応）、障害発生時等において、横浜市からの連絡を受け付ける窓口を設けること。受託者は、運用開始前に横浜市との役割・責任分担、対応フロー等を定めた書類を提出すること。

(カ) 障害対応

障害発生時は、速やかに復旧作業を行うこと。障害対応を行った場合は、その都度、速やかに横浜市へ報告すること。

(キ) マニュアル等

受託者は、運用開始前に運営マニュアル、回答マニュアル、連絡体制表、保守

事項を定めた書類を提出すること。

(3) 業務工程

履行期間内に作業が完了するよう留意すること。また、平成30年2月末までに整備完了、平成30年3月のサービス開始目途に可能な限り早期のサービス開始を目指すこと。

【提案書記載事項】（様式－10）

業務に含まれる各工程を一覧できるように具体的に記載すること。
なお、実施については、これに基づいて本市と調整の上決定する。

(4) コスト縮減提案

【提案書記載事項】（様式－11）

設置等初期費用及び維持管理費用について、コスト縮減の提案がある場合は記載すること。
また、それに係る費用については、委託料の範囲内とする。

(5) 運営管理方法

【提案書記載事項】（様式－11）

電波障害発生時や機器の破損時等における、緊急対応を提案し、記載する。
また、それに係る費用については、委託料の範囲内とする。

(6) 自由提案

【提案書記載事項】（様式－12）

下記の3つの項目について、独自の提案がある場合は、自由提案として記載すること。また、それに係る費用については、委託料の範囲内とする。

- ・ 利用者の利便性向上に寄与する提案
- ・ 利用者拡充に寄与する周知方法等の提案
- ・ 利用者のマナー向上に寄与する提案

(7) 男女協働参画に関する取組

【提案書記載事項】（様式－13）

男女協働参画に関する取組について、届出等を行っている場合は記載すること。

(8) 市内中小企業の受注機会の増大

【提案書記載事項】（様式－13）

本業務において、市内中小企業への優先発注等の取組を行っている場合は記載すること。

6 成果品

(1) 業務計画書

(2) 報告書 3部

次の内容をまとめた報告書とする。

- ア 設置機器の仕様（利用方法や設置状況写真を含む）
- イ 設置後電波調査
- ウ 通信記録（ログ）

- エ 点検等の記録
 - オ 運営マニュアル、回答マニュアル等
 - カ その他委託者が指示するもの
- (3) 電子媒体（CD-RもしくはDVD-R） 正副各3部
- (4) 本業務委託により作成した資料 3部
- 資料の著作権については、横浜市への引渡しをもって、横浜市に帰属するものとする。

7 その他

- (1) 提案書を作成するにあたり、直接、施設管理者への問い合わせはしないこと。（施設の図面等については、契約後に貸出すことは可能）
- (2) 受託後、速やかに整備概要、工程計画、安全対策、機器仕様等を含む業務計画書を作成し、横浜市へ提出すること。
- (3) 業務執行にあたっては、横浜市と常に連絡を取って十分な打ち合わせをし、その指示によって行うこと。必要に応じ、業務執行ごとにその案を提出し、指示を受けた後業務を進めること。
- (4) 本業務の執行において不明な点が発生した場合は、随時、横浜市と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- (5) 業務計画書の内容は、横浜市の指示又は設備上重大な問題点が生じた場合は変更可能とする。この変更により契約金額の変更などを必要とする場合は、速やかに横浜市と受託者が協議し、決定するものとする。
- (6) 受託者は、あらかじめ業務に従事する受託者の従業員（以下「業務従事者」という）及び業務従事者から責任者を選任し、その氏名を横浜市に通知するものとし、当該業務従事者を変更する場合も同様とする。
- (7) 受託者が選任した業務従事者について横浜市が不適合であるとして異議を申し出たときは、受託者はその扱いにつき横浜市と協議しなければならないものとする。
- (8) 受託者は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。
- (9) 本業務の執行にあたって知り得た本市の情報及び個人情報の取扱については十分注意し、本業務の執行中及び完了後においても他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。
- (10) 受託者は、業務遂行にあたっては、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (11) 受託者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (12) 責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理、情報セキュリティ教育の実施等を行うものとする。
- (13) 受託者は、業務の遂行において、疑義が生じた場合又は重大な事故があった場合は、直ちに横浜市にその旨を報告しなければならない。
- (14) 受託者は、横浜市保有のデータ保護のため、データ保護管理責任者を定め、契約締結後速やかに横浜市に通知するものとする。
- (15) データ保護管理責任者は、受託者の人員が不必要に横浜市保有のデータを取り扱うことがないように、業務作業中の監視を行うこと。
- (16) 仕様に定めのない事項については、委託者に確認し、指示を受けること。

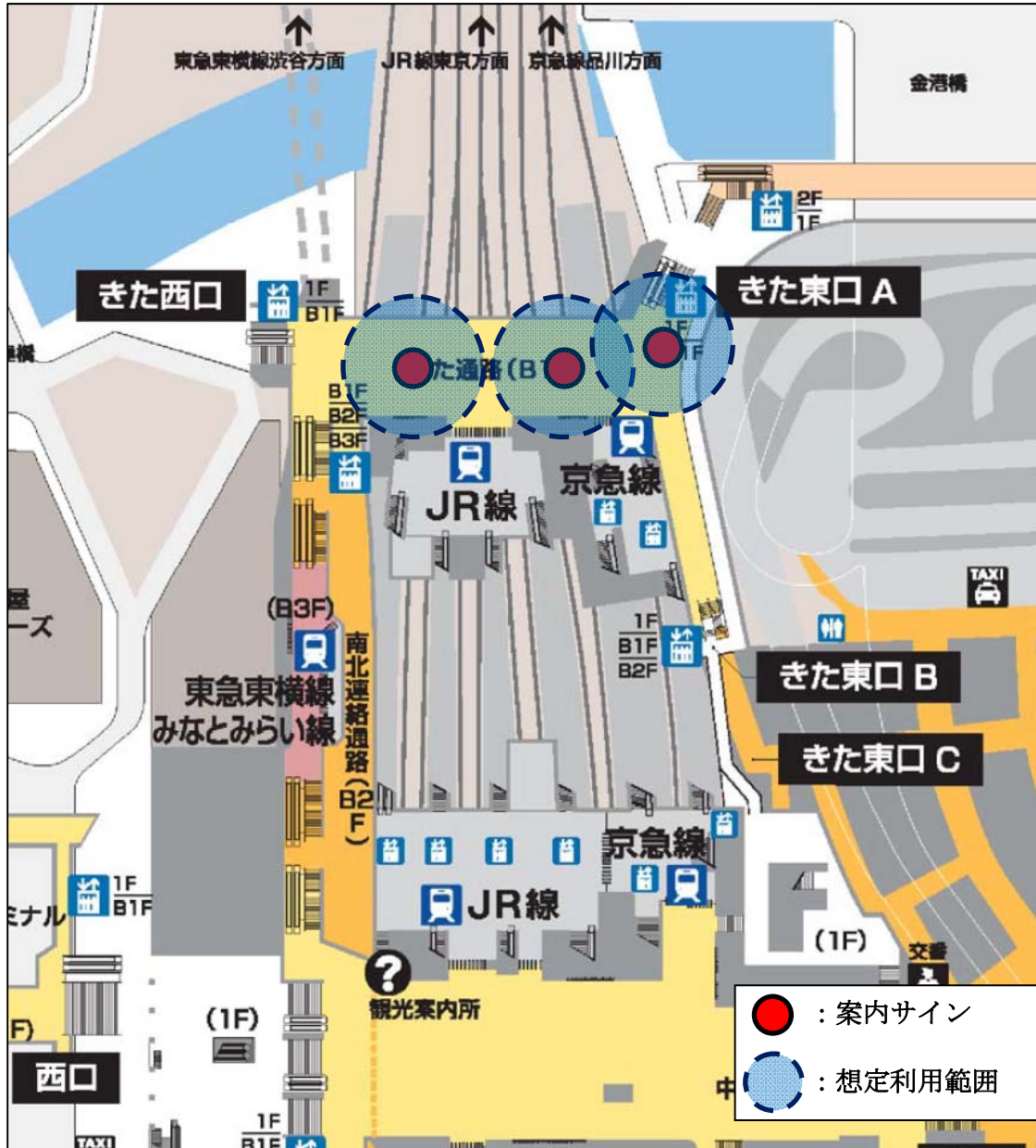
【巻末資料】

(1) 整備対象エリア



- ① 横浜駅きた通路
- ② 横浜駅みなみ通路

① 横浜駅きた通路 想定利用範囲



② 横浜駅みなみ通路 想定利用範囲

